

特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4 Tel 0547-34-3370 Fax 0547-34-3371



イマジン通信

Vol.15

気になる一割負担と上限額・・・



会員の皆さんも1度は説明を受けたことと思いますが“障害者自立支援法”が施行されます。前号の通信（新年の挨拶）でも書きましたが4月からは“利用料の1割負担”が始まります。もう手続きを済まされたことと思いますが、正確に理解をされている方は少ないかと思えます。最近、1割負担に関わる相談も多いのでお話ししたいと思います。

利用料の1割を利用者が負担をするわけですが、ひとりひとり利用しているサービスと量が異なりますので、利用しているサービス全ての利用料の1割を計算してみてください。そしてその1割がその方の世帯の上限額に達しているかを見ます。

◆利用者負担の月額上限措置

一般	37,200円、	低所得2	24,600円、	低所得1	15,000円、	生活保護	0円
----	----------	------	----------	------	----------	------	----

<ケース1>

通所施設	20万	} 1割	28,000円
ヘルパー	5万		
ショートステイ	3万		
合計	28万		

◆世帯別支払額

一般	28,000円
低所得2	24,600円
低所得1	15,000円
生活保護	0円

<ケース2>

ヘルパー	10万	1割	10,000円
------	-----	----	---------

◆世帯別支払額

一般	10,000円
低所得2	10,000円
低所得1	10,000円
生活保護	0円

利用者の世帯によって負担額に月額の上限が決まります。その上限までは利用料を支払っていただきます。間違えないようにしていただきたいのは、あくまでも月額上限ですから1割が上限を超えない限りは1割全額を支払います。上限を超えた場合のみ、それ以上は支払わなくても良くなる（軽減措置）のです。つまり「なんとか低所得にならないと損」ということではないのです。減免措置ではなく軽減措置ですから支払額を減らすのではなく、軽くするのです。

各地域が動き始めています

いよいよ動き出す“障害者自立支援法”ですが、何がどうなるのか？分からないのが現状のようです。そこで各地域の手をつなぐ育成会等から自立支援法の説明や支援センターについての講演依頼が多くなっています。共通した話題としては「何が変わるのか？」「これからの生活のどこが変わるのか？」「今、何をすればいいのか？」など熱い想いが伝わってきます。そして必ず出る話題が「小規模授産所は…」です。地域における小規模授産所の存在がいかに大きいかがよく分かります。小規模授産所は措置制度なので自立支援法によるサービスの変化、1割負担などは一切関係ありません。もちろん手続きの必要はありません。しかし、自立支援法によるサービスの変化が小規模授産所にも変化を求めてきます。実際に厚労省は小規模授産所の数の縮小を計画として示しています。今まで通りで居続けることはできないと考えたほうがよいようです。まして運営を社会福祉法人に移すところが多いことから、今後自立支援法内の施設になることは明白です。これらの動きを理解するには措置制度の理解無くしては考えられません。この措置制度は利用者側は楽ができる制度でした。行政にお願いしておけば面倒な手続きから調整まで全部やってくれました。考えることをしなくても“お達し”を待てばよかったです。今までがこれでは制度の理解は無理です。実際に支援費制度や自立支援法の理解ができないのが現実です。昨今開催される講演に来られる方々も例外ではありません。自立支援法の資料を使って、ひとつひとつお話をさせていただくと参加者の視線・表情から意識が変わりつつある様子が見え、はっきりと伺えます。聞く耳を持ち、必死に考え出す姿勢に時間を忘れ、質疑応答が盛り上がる一幕も珍しくは無くなって来ました。どの地域でも講演後は「今後、引き続き勉強をしたい」「来年度から定例化していこう」などと主催者側も参加者側も意欲的な意見が出ます。そして「支援センターが欲しい」というご意見もたくさん聞かれます。地域差を感じながら“待っていてはダメなんだ！”と、いよいよ各地域が動き出したなあと感じました。

イマジンとしても各地域にお呼びいただいて、生の声を聞かせていただけるのが大きな収穫になっています。当事者やご家族の本気にドキドキし、共に何とかしていこうという姿勢にワクワクさせていただいています。そして、支援センターを立ち上げてよかったなあ実感させていただいています。今後、本当に必要な地域支援に役立てていきたいと思えます。



牧之原榛原育成会



御前崎市育成会



島田市 あさがお作業所

ヘルパーからのお願い



会員の皆さんにおきましてはイマジンのホームヘルパーをご利用いただきましてありがとうございます。居宅介護事業を始めて9ヶ月が経ちます。日頃の活動の中から耳にする気になる事項についてお願いしたいことがあります。

- ① 訪問したヘルパーにお気遣いいただきジュースやお土産などを持たせる方がいらっしゃいます。お気持ちは大変ありがたいのですがヘルパーは仕事でお伺いしていますので、ジュースやお土産などお気遣いしていただくなくて結構です。ましてやお礼のお金などはもっての外です。制度上、ヘルパーの禁止事項（重要事項説明書に記載してあります）にもなっていますのでお気持ちだけありがとうございます。ありがとうございます。
- ② 移動介護で外出した際にヘルパーの昼食代などの飲食にかかる費用負担をしていただいている方がいらっしゃいます。ヘルパーは利用者からの依頼・同意があった場合を除きますが飲食は禁止されています（これも、重要事項説明書に記載してあります）。食事は自分で負担することになっていますのでお気遣いしないようお願いいたします。但し、プランの主訴が外食の場合などは利用者にご負担いただく場合がありますので、予定の打合せ時に必ず飲食についての話をするようにお願いします。利用者からの依頼・同意があった場合は担当ヘルパーにその旨指示を出します。ヘルパーも利用者から「食べてきて」と言われるとプラン上の活動なのか？気遣っていただいているのか？判断に迷います。お互いに気持ちいいお付き合いのためにもご協力をお願いします。
- ③ 家事援助などでお宅に訪問した際に、ヘルパーとの場に同席して「早く〇〇しなさい」「それはこうやって・・・」などと手出し・口出しをする方がいらっしゃいます。利用者とヘルパーとの関わりを大事にしたいと思っていますので、手出し・口出しはご遠慮ください。ヘルパーが訪問した際には、ご家族はご自分の時間をお過ごしただけたらと思います。

今後、自立支援法になり1割負担も始まります。せっかくヘルパーに依頼するので利用者にとっても、ご家族にとっても有益なサービスをしていきたいと思っております。ご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますが、今後とも御引き合いのほどお願いします。

送迎サービスがなくなります



通信でもお知らせしてきました“福祉有償運送”の猶予期間が3月末をもって終了します。イマジンではタイムケアサービスの中で送迎サービスを行なってきましたが、4月からは実施ができなくなります。送迎が必要になる支援については、その都度ご相談をお伺いさせていただき、最善の対応をさせて頂きたいと思っております。ご理解のほどよろしく申し上げます。



イマジン正会員継続のお願い

平成17年度は70名の方々に正会員になっていただきました。無事に事業が行えたことお礼を申し上げます。ありがとうございました。平成18年度もイマジンは障害者の地域生活支援に邁進していきます。年会費の受付は4月1日より行なっています。新規の会員も継続の会員も大歓迎です。年会費はイマジンまでお持ちになっても振り込まれても結構です。引き続きご協力をお願い致します。

振込先 静岡銀行 島田支店 普通 0606771
特定非営利活動法人イマジン 理事 澤島 直通



2月の実績

4日 支援センター連絡会 障害者自立支援
法学習会（静岡市 あざれあ）
19日 サロン（あすか）

12日 あさがお作業所 障害者自立支援法に
ついて説明（初倉公民館）
17日 御前崎市育成会 座談会にて障害者自
立支援法について説明・講演（御前崎
市 なごみ）

3月の実績

11日 牧之原榛原育成会 障害者自立支援法
学習会にて講演（牧之原市 さざん
か）

19日 サロン（あすか）
25・26日 春期デイサービス



4月の予定

16日 サロン（あすか）
23日 デイサービス

5月の予定

14日 デイサービス
21日 サロン（あすか）

お知らせ

◇◆障害者自立支援法の手続きはお済ですか？◆◇

皆さんもご承知の通り、平成18年4月より“障害者自立支援法”がスタートします。今まで支援費制度のサービスを利用していた方はもちろんのこと、新たに4月以降に支援費制度のサービスを利用したい方はお住まいの市町村窓口にて障害者自立支援法の手続きをしなければなりません。これは自己負担額に関わる手続きです。まだ手続きをしていない方はお早めをお願いします。

尚、サービス自体の変更や障害程度区分の認定については10月までに手続きをすることになります。こちらは後日、市町村よりアナウンスがあると思います。サービス自体も支給方法も10月までは変わりません。ご心配なく・・・



連絡先 特定非営利活動法人 イマジン

〒427-0026 静岡県島田市扇町13-4

TEL 0547-34-3370

FAX 0547-34-3371

e-mail imagine@za.tnc.ne.jp

URL <http://www3.tokai.or.jp/imagine/>